

## 弘前市教育・保育施設及び地域型保育事業利用調整基準

(目的)

**第1** この基準は、弘前市子ども・子育て支援給付認定等事務要領により教育・保育給付認定（保育認定に限る。）を受けた教育・保育給付認定保護者から、特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び地域型保育事業（以下、「教育・保育施設等」という。）の利用の申込みがあった際に、公正な利用調整を行うための基準を定めることにより、子どものための教育・保育給付事務を円滑かつ適正に実施することを目的とする。

(利用調整基準)

**第2** 教育・保育施設等の利用申込児童の利用調整は、別紙「教育・保育施設及び地域型保育事業の利用調整基準」に基づき、基準指数と調整指数の合計指数の高い順に行うものとする。

ただし、児童福祉法第24条第4項の規定に該当する児童については、合計指数に関わらず最優先で利用決定する。

(優先基準)

**第3** 合計指数が同点となった場合には、次の項目を考慮して優先し、(1)から順に優先して入所を承諾（認定こども園の場合は、施設利用をあっせん）するものとする。

なお、社会的養護が必要である（DV・虐待の可能性がある等）と判断される場合は、この限りでない。

- (1) 保育料滞納額が少ないこと
- (2) 基準指数が高いこと
- (3) 養育する未就学児の人数が多いこと
- (4) 産休・育休終了後の復職予定日（入園よりも育児休業の延長を希望する者の場合は、延長後の復職予定日）もしくは新規就労開始日が早いこと
- (5) 希望施設の順位が高いこと
- (6) 世帯所得が低いこと

(利用調整会議)

**第4** 上記基準による利用調整が困難な場合は、教育・保育施設等利用調整会議を開催し、決定するものとする。

(構成)

**第5** 利用調整会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 福祉事務所長
- (2) 健康こども部長
- (3) こども家庭課長
- (4) こども家庭課長補佐
- (5) 保育係長
- (6) 教育・保育給付事務担当者

(会議参加者)

**第6** 利用調整会議には、次に掲げる職員を参加させることができる。

- (1) 岩木総合支所民生課長
- (2) 相馬総合支所民生課長
- (3) 岩木総合支所教育・保育給付事務担当者
- (4) 相馬総合支所教育・保育給付事務担当者

(他市町村からの利用希望者の利用調整)

**第7** 他市町村からの利用希望者の利用調整については、市内児童における全ての利用調整が終了した後に行うこととする。

(附則) この基準は、令和6年4月1日以降の教育・保育施設及び地域型保育事業利用児童決定に係る利用調整会議から適用とする。